



# 2013 自治労 Vol.09

## つべつ

2013.1.29 (火)

発行:自治労津別町役場職員組合 教育宣伝部

## 給与7月から削減を強要 地公給与7.8%削減問題⑤

麻生財務大臣は27日、新藤総務大臣との折衝で、2013年度の地方交付税を減額し地方公務員給与を7月から削減することを自治体に要請することを確認しました。

民主党政権は、地方重視の施策で地方交付税の増額を図ってきましたが、安倍政権のもとで地方交付税は前年度を下回る事態となります。新藤総務大臣は、近日中に全国の自治

体に対し文書で要請するとしています。

これに対し地方六団体は同日、「国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を評価することなく、地方公務員の給与削減を求め、地方交付税を削減したことは、財政力の弱い自治体ほど影響を大きく受けるもので極めて問題である」とする共同声明を発表しました。

## 山口財務副大臣 2年前の質問②

【前号のつづき】地方交付税削減で地方公務員の給与削減を強要する財務省。山口財務副大臣が“大臣ではなかった”、2011年5月25日、菅内閣に対する質問趣意書から。

### 国が給与を下げたから地方も一律下げろというのは愚作

■質問：平成23年5月23日の朝日新聞記事中の片山総務大臣の発言に関してお教えいただきたい。

これに対し当時の菅内閣は次のとおり答弁書を出しました

■答弁：平成23年5月20日の記者会見において、片山総務大臣は、「国がこうやったから自治体も一律現状から何%下げろなんてことを仮にやるとしたら、それはもう全く愚策なのですよね。」との発言をしている。総務省としては、この発言のとおり、地方公共団体に対して、今後、国会において法案のご審議をお願いすることとしている国

家公務員の給与の引下げと同様の引下げを要請することは考えていない。

### 山口氏「地方は歳出削減を惜しまず行っている」と認識

さらに山口財務副大臣は当時“大臣ではなかった”時に次のようにも質問しています。

■質問：これまで、地方公共団体は職員給与削減等の歳出削減努力を惜しまず行い、かなりの成果を挙げていると認識する。総務省として、このような義務的経費に属する職員給与を独自に削減せざるを得ない地方公共団体が少なからず存在する地方財政の現況をどう認識されているか。

(この質問への答弁は省略)

山口財務副大臣。麻生財務大臣の言いたい放題に黙ってないで、当時のこの質問の問題意識で、財務省と総務省に対して、地方の実態を知るよう批判をしてほしいものです。

# 地公給与削減等の不当な閣議決定に関する自治労道本部執行委員会の見解

安倍内閣が、2012 人勤に対する野田内閣の閣議決定を変更し、2014 年 1 月から高齢層の昇給を抑制し、地方自治体に給与の減額を要請するとして閣議決定を 24 日に行ったことに対し、道本部執行委員会は 25 日、「見解」を発しました。以下その概要です。

○ 昨年、決定した方針を僅か 2 か月で変更したという事実は、自公政権へ逆戻りした特徴的な事項といえ、私たち公務員労働者の賃金労働条件の決定システムは、すでに人勤制度があろうがなかろうが機能していないことを証明するものとなった。

○ 地方自治体においては、1998 年以降、景気対策に名を打った国の財政発動に協調し、厳しい財政運営を強いられてきた。その結果として、職員給与の削減のみならず、職員数の大幅な削減や市町村合併が進められ、行政機能のアウトソーシングが強行されてきた。このことは国に先んじて地方自治体が推し進めてきており、臨時特例法による国家公務員の取り扱いを地方へ強制することは断じて認め

られない。地方公務員法の趣旨に反するばかりか、地方自治の本旨を根底から揺るがす重大な問題である。

○ 閣議決定において、防災・減災事業や地域経済の活性化のためを大儀としているが、これは政府が一方向的に地方自治体に給与削減を押し付けるために補足したものであり、全く理由にならない。また、地域の民間給与や経済への配慮を目的とするなら、大きな影響を持つ地方公務員給与を削減すべきではないことは明白であり、このまま実施されれば全国的にも後れをとる北海道経済に与える影響は甚大といわざるを得ない。

○ 今後、地方交付税の減額や総務省副大臣通知など、こうした政府決定の具体化が進められてくるが、民主党議員と連携した国会審議における徹底的な追及を求める。同時に、各自治体においては、これ以上の新たな給与削減は許さず、各自治体から政府に対する取り組みを強力にすすめていく。この運動を北海道から全国に拡大し政府決定の誤りを質す。

## 町職 総務大臣に抗議文

24 日の閣議決定に対し、道本部の提起にもとづき町職は、執行委員長、現評議長、青婦部長名で新藤総務大臣に対し 28 日、「抗議文」を送付しました。内容は以下のとおりです。

人事院勧告取扱いの閣議決定のやり直しは行政の継続性の観点から極めて問題であり強く抗議します。さらに高齢層の昇給を抑制するための給与法改正に反対します。

地方公務員への給与引下げの強制は地方公

務員法の趣旨に反するばかりか、地方自治の本旨を根底から覆す重大な問題です。給与改定臨時特例法の「自主的かつ適切に対応する」との規定に反しており、強制すべきではありません。

地方交付税制度、地方自治に否定ともいえるこの問題について、地方自治体と地方公務員からは政府に対する不信が強まっています。今回の政府決定を早急に撤回するよう求めます。

### 「後援会加入申込書」を取りまとめます

各支会長に本日勤務終了後に提出願います。(支会長には担当執行委員が取りまとめます)

